第20号様式（別表第１の20－ア関係）

年　　月　　日

青森県知事　殿

住　所

管理者

氏　名

エックス線装置備付届

　エックス線装置を備え付けたので、医療法第15条第３項及び医療法施行規則第24条の２の規定により、届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院又は  診療所 | 名称 |  |
| 所在地 | 〒  （電　話）　　　　　　　（ＦＡＸ） |
| 備付年月日 | | 年　　月　　日 |
| 担当者職氏名  連絡先 | | （電　話）　　　　　　　（ＦＡＸ）  （Ｍａｉｌ） |

注意事項

１　「管理者の氏名」は、医療法第８条又は医療法施行令第４条の２第１項に基づく届出に記載された管理者氏名を記入すること。

２　「連絡先等」欄には、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の担当者の連絡先　を記入すること。

３　別紙を添付すること。

４　提出先及び提出部数

（１）病院の場合

届出に係る病院の所在地を管轄する保健所（ただし、病院の所在地が青森市又は八戸市の場合はそれぞれ東津軽保健所又は三戸保健所）へ１部提出すること。なお、収受印を押印した副本の返戻が必要な場合には、返信用封筒を添えて、副本を１部提出すること。

（２）診療所の場合

届出に係る診療所の所在地を管轄する保健所へ１部提出すること。なお、収受印を押印した副本の返戻が必要な場合には、返信用封筒を添えて、副本を１部提出すること。（診療所の所在地が青森市又は八戸市の場合はそれぞれ青森市保健所又は八戸市保健所へ問い合わせること。）

５　期日

　　備付後10日以内に届け出ること。

別紙

１　エックス線装置の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 制作者名 | | |  | |
| 型式 | | |  | |
| 台数及びエックス線管球数 | | | 台・　　　　　管球 | |
| 定格出力 | 撮影 | 最大管電圧　　　　　（kV）－管電流　　　　　（mA） | | |
| 透視 | 管電圧　　　　　（kV）－最大管電流　　　　　（mA） | | |
| 用途 | | □直接撮影　□断層撮影　□ＣＴ撮影  □透視撮影（消化器用・血管用・その他（　　））  □乳房撮影　□骨塩定量分析　□輸血用血液照射  □歯科口内法撮影  □歯科用パノラマ断層撮影  □移動用・携帯用（直接撮影・ＣＴ・透視・口内法撮影）  □胸部集検用間接撮影  □治療用（表在治療用・深部治療用）  □その他（　　　　　　　　　　　） | | |
| 使用場所 | | □エックス線診療室　□手術室　□病室  □ＩＣＵ等　□在宅　□検診車 | | |
| □診療用高エネルギー放射線発生装置使用室  □診療用放射線照射装置使用室  □診療用粒子線照射装置使用室  □診療用放射線照射器具使用室  □診療用放射性同位元素使用室  □陽電子断層撮影診療用放射線同位元素使用室 | | 左記の部屋での使用理由  （　　　　　　　　　　） |
| 最大実効稼働負荷 | | （mAs／週）　　　　　（mAs／３月） | | |

２　エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| エックス線管の容器及び照射筒の利用線錐外のエックス線量（空気カーマ率） | 定格管電圧50kV以下の治療用エックス線装置 | 装置の接触可能表面から５cmで  1.0mGy／時以下になる構造 | | 有　・　無 |
| 定格管電圧50kVを超える治療用エックス線装置 | 装置の接触可能表面から５cmで  300mGy／時以下になる構造 | | 有　・　無 |
| エックス線管焦点から１mで  10mGy／時以下になる構造 | | 有　・　無 |
| 定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | エックス線管焦点から１mで  0.25mGy／時以下になる構造 | | 有　・　無 |
| 上記以外のエックス線装置 | エックス線管焦点から１mで  1.0mGy／時以下になる構造 | | 有　・　無 |
| コンデンサ式  エックス線高電圧装置 | 充電状態で照射時以外のとき装置の接触可能表面から５cmで20µGy／時以下になる装置 | | 有　・　無 |
| 附加濾過板 | 定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | | mmAl当量（1.5mm以上） | |
| 定格管電圧50kV以下の乳房撮影用エックス線装置 | | mmAl当量（0.5mm以上）  mmMo当量（0.03mm以上） | |
| 上記以外のエックス線装置、輸血用血液照射装置及び 治療用エックス線装置 | | mmAl当量（2.5mm以上） | |
| 透視用エックス線装置 | 患者への入射線量率が50mGy／分以下になる構造（高線量率透視制御を備えた装置の場合は、125mGy／分以下） | | 有　　・　　無 | |
| 警告装置付き透視時間積算タイマー | | 有　　・　　無 | |
| 焦点皮膚間距離が30㎝以上（手術中に使用するときは、焦点皮膚間距離が20㎝以上）となる装置又は当該焦点距離間未満で照射することを防止するインターロック | | 有　　・　　無 | |
| 受像面を超えない照射野絞り機構 | | 有　　・　　無 | |
| 受像器を通過したエックス線は、受像器の接触可能表面から10cmで150µGy／時以下となる構造 | | 有　　・　　無 | |
| 最大受像面を3.0cm超える部分を通過したエックス線は、当該部分の接触可能表面から10cmで150µGy／時以下になる構造 | | 有　　・　　無 | |
| 放射線診療従事者等が、利用線錘以外のエックス線（患者からの散乱線等）を有効に遮へいする手段 | | 有　　・　　無 | |
| 撮影用エックス線装置 | 受像面を超えない照射野絞り装置  （CTは除く） | 下記以外の装置 | 有　　・　　無 | |
| 口内法撮影用の場合は、照射筒の端における照射野の直径が6.0㎝以下 | 有　　・　　無 | |
| 乳房撮影用の場合は、患者の胸壁に近い患者指示器の縁を超える広がりが５㎜以下、かつ、受像面の縁を超える照射野の広がりが焦点受像器間距離の２%以下 | 有　　・　　無 | |
| 定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | 焦点皮膚間距離が15㎝以上になる構造 | 有　　・　　無 | |
| 定格管電圧70kVを超える口内法撮影用エックス線装置 | 焦点皮膚間距離が20㎝以上になる構造 | 有　　・　　無 | |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置 | 焦点皮膚間距離が15㎝以上になる構造 | 有　　・　　無 | |
| 移動型及び携帯型エックス線装置 | 焦点皮膚間距離が20㎝以上に なる構造 | 有　　・　　無 | |
| CTエックス線装置 | 焦点皮膚間距離が15㎝以上に なる構造 | 有　　・　　無 | |
| 乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行う場合のみ） | 焦点皮膚間距離が20㎝以上に なる構造 | 有　　・　　無 | |
| 上記以外のエックス線装置（骨塩定量分析用を除く） | 焦点皮膚間距離が45㎝以上に なる装置 | 有　　・　　無 | |
| 移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から２m以上離れた操作構造 | | 有　　・　　無 | |
| 移動型及び携帯型エックス線装置の保管状況 | 保管場所 | □エックス線診療室内  □エックス線診療室外  （室名：　　　　　　　　） | |
| 保管場所の施錠 | 有　　・　　無 | |
| 保管管理方法 | □装置のキースイッチの管理  □その他（　　　　　　） | |
| 胸部集検用間接撮影 エックス線装置 | 受像面を超えない照射野絞り機構 | | 有　　・　　無 | |
| 受像器の一次防護しゃへい体は、装置の接触可能表面から10cmの距離において、１ばく射につき1.0µGy以下になる構造 | | 有　　・　　無 | |
| 被照射体周囲の箱状のしゃへい物から10cmの距離において、１ばく射につき1.0µGy以下になる構造（操作者が照射時に室外に退避できる場合を除く） | | 有　　・　　無 | |
| 治療用エックス線装置 | 濾過板が引き抜かれたときにエックス線発生を 遮断するインターロック（近接照射治療装置は除く） | | 有　　・　　無 | |
| 一室に二台以上のエックス線装置を備えた場合の 同時照射防止装置 | | | 有　　・　　無 | |

３　エックス線診療室のエックス線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| エックス線診療室名 | | | |  | | | |
| 画壁等の材質及び厚さ等 | | 区分 | | 構造 | 材料 | | 厚さ（㎜） |
| 天井 | |  |  | |  |
| 周囲の画壁 | 東面 |  |  | |  |
| 西面 |  |  | |  |
| 南面 |  |  | |  |
| 北面 |  |  | |  |
| 床 | |  |  | |  |
| 監視窓 | | | 有（　　　　　　　）　・　無 | | |
| 画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護装置 | | | | | | 有　　・　　無 | |
| 診療室と画壁等で区画された操作場所 | | | | | | 有　　・　　無 | |
| エックス線診療室である旨を示す標識 | | | | | | 有　　・　　無 | |
| エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | | | | | 有　　・　　無 | |
| 出入口のエックス線装置使用中の表示 | | | | | | 有　　・　　無 | |
| 診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用 | | | | | | 有（核種、数量：　　　）・無 | |
| 照射装置又は照射器具を 使用する場合の防護措置 | | 診療室の壁、床等が突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造 | | | | 有　　・　　無 | |
| 使用・保管簿の作成 | | | | 有　　・　　無 | |
| 線源の紛失や放置等を確認するための放射線測定器 | | | | 有（測定器名：　　　　　　）  無 | |
| 放射線管理体制を示す組織図 | | | | 有　　・　　無 | |
| 放射線管理責任者の選任 | | | | 有　　・　　無 | |
| 管理区域 | 実効線量を1.3mSv／３月以下とする防護措置 | | | | | 有　　・　　無 | |
| 管理区域である旨を示す標識 | | | | | 有　　・　　無 | |
| 管理区域への立入制限措置 | | | | | 有　　・　　無 | |
| 居住区域及び敷地境界の実効線量を250µSv／３月以下とする 防護措置 | | | | | | 有　　・　　無 | |
| 入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv／３月以下とする 防護措置 | | | | | | 有　　・　　無 | |
| 放射線診療従事者等の防護装置（放射線防護用具等） | | | | | | □防護衣（　　　　mmPb）  □防護衝立（　　　　mmPb）  □防護手袋（　　　　mmPb）  □その他（　　　　　　　） | |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 | | | | | | □ＯＳＬ線量計  □蛍光ｶﾞﾗｽ線量計（ﾘﾝｸﾞ型含）  □電子式ポケット線量計  □ＴＬＤ（リング型含）  □その他（　　　　　　　　） | |

４　エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエック  
ス線診療に関する経歴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 職種 | 籍登録年月日  及び登録番号 | エックス線診療に関する経歴 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注意事項

１　エックス線診療に従事する医師等の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。

２　エックス線診療室の室名は、医療法に基づいて許可を受けた室名を記載すること。

３　隣接室、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記したエックス線診療室の平面図及び断面図を添付すること。（図面は、エックス線装置の位置、装置から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離（ｍ）、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とする。）

４　エックス線診療室と居住区域、敷地境界及び病室の関係がわかる図面を添付すること。（図面は、距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）

５　移動型エックス線装置（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。ただし、手術室で用いる場合には、画壁等の外側における漏えい線量測定結果を添付すること。

６　エックス線診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す漏えい線量測定結果又は計算書を添付すること。（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。）

７　エックス線診療室で診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合には、放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。